2025年４月25日

各　位

会　社　名　株式会社ジャムコ
代　表　者　代表取締役社長　　恒松　孝一
（コード番号 7408　東証プライム）
問合せ先　　執行役員
IR担当　　夏井　孝之
（ＴＥＬ.042－503－9145）

会　社　名　株式会社BCJ-92
代 表 者 名　代表取締役　　杉本　勇次

（訂正）株式会社BCJ-92による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社BCJ-92は、本日、別添の「（訂正）株式会社BCJ-92による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、株式会社BCJ-92（公開買付者）が、株式会社ジャムコ（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2025年４月25日付「（訂正）株式会社BCJ-92による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025年４月25日

各　位

会　社　名　株式会社BCJ-92
代表者名　代表取締役　　杉本　勇次

（訂正）株式会社BCJ-92による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社ジャムコ（証券コード：7408、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年４月21日より開始しております。

今般、公開買付者が、2025年４月25日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行ったことに伴い、2025年４月21日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年４月21日付公開買付開始公告（以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第 27 条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025年４月18日付「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025年４月18日付公開買付者プレスリリース」といいます。）及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

I．2025年４月18日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

2025年４月18日付公開買付者プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

２．本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本日現在、公開買付者は、（ｉ）外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続及び対応については、再度の届出は行っておりませんが、2025年３月31日付公開買付者進捗状況プレスリリースの公表以降も、経済産業省との間の協議は進展しており、当該協議が整い次第、速やかに再度の届出を行う予定です。再度の届出が受理された後は、法定の待機期間中に、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスを取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については充足していないものの、2025年４月21日に本公開買付けを開始したとしても、公開買付期間満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスが完了する目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本日現在、公開買付者は、（ｉ）外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続及び対応については、再度の

届出は行っておりませんでしたが、その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2025 年４月 25 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されており、法定の待機期間中に、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスを取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については充足していないものの、2025 年４月 21 日に本公開買付けを開始したとしても、公開買付期間満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスが完了する目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

＜後略＞

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

１．公開買付けの目的

（訂正前）

＜前略＞

本公告日現在、公開買付者は、（ｉ）外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続及び対応については、再度の届出は行っておりませんが、2025 年３月 31 日付公開買付者進捗状況プレスリリースの公表以降も、経済産業省との間の協議は進展しており、当該協議が整い次第、速やかに再度の届出を行う予定です。再度の届出が受理された後は、法定の待機期間中に、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスを取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本公開買付前提条件⑧（本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。以下同じです。）のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については充足していないものの、2025 年４月 21 日に本公開買付けを開始したとしても、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスが完了する目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公告日現在、公開買付者は、（ｉ）外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続及び対応については、再度の届出は行っておりませんでしたが、その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2025 年４月 25 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されており、法定の待機期間中に、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスを取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本公開買付前提条件⑧（本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。以下同じです。）のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については充足していないものの、2025 年４月 21 日に本公開買付けを開始したとしても、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスが完了する目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

＜後略＞

以　上

【勧誘規制】
このプレスリリースは、本公開買付けに関する情報を提供するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】
本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】
このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】
国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。